

医療情報取得加算に関するお知らせ

【マイナンバーカードの保険証利用について】

当院はオンライン資格確認や問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下の診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用	診療情報等取得同意	診療点数
初診	○	○	1点
	○	×	3点
	×	—	3点
再診 (3ヶ月に1回限り)	○	○	1点
	○	×	2点
	×	—	2点

正確な情報を取得、活用するため、

マイナ保険証のご利用にご協力をお願い致します。

令和6年6月

医療法人社団 南青山アイクリニック